

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
介護保険料が減免となります。

（令和2年2月1日～令和5年3月31日までの納期限分が対象です）

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれ、次の(1)、(2)に該当する第1号被保険者
⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見たいずれかの減少額（保険金損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免額**は、減免対象保険料額に減免割合をかけた金額です。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
まずは 嘉麻市高齢者介護課にお問い合わせ下さい。

嘉麻市役所 高齢者介護課 介護賦課徴収係

電話：0948-42-7431